（令第二十二条第二項第四号の内閣府令で定める年齢）

第三十一条　令第二十二条第二項第四号の内閣府令で定める年齢は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

一　国民年金法による老齢基礎年金及び付加年金並びに同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金　六十五歳

二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金並びに同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金　六十五歳

三　旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金　七十歳

四　厚生年金保険法による老齢厚生年金（次号に掲げるものを除く。）　六十五歳

五　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金　六十歳（ただし、同法附則第八条の二各項に規定する者に支給される老齢厚生年金については、それぞれ同条各項の表の下欄に掲げる年齢）

六　昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金　六十歳

（特別給付金の請求）

第三十二条　特別給付金の支給を受けようとする被害者は、特別給付金支給申請書（様式第九号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

（準用）

第三十三条　第七条第二項及び第三項、第八条第一項並びに第九条の規定は、特別給付金の支給において準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第二項	前項	第三十二条
第七条第三項	前項	第三十三条において準用する前項
	拉致被害者等給付金	特別給付金
第八条第一項	前条第一項	第三十二条
	拉致被害者等給付金	特別給付金
第九条	対象被害者等	被害者
	拉致被害者等給付金	特別給付金
	前条	第三十三条において準用する前条
	前項	第三十三条において準用する前項

（追納支援一時金の請求）

第三十四条　追納支援一時金の支給を受けようとする被害者の子（法第十一条の三に規定する被害者の子をいう。）は、追納支援一時金支給申請書（様式第十号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

（準用）

第三十五条　第七条第二項及び第三項並びに第八条第一項の規定は、追納支援一時金の支給において準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第二項	前項	第三十四条
第七条第三項	前項	第三十五条において準用する前項
	拉致被害者等給付金	追納支援一時金
第八条第一項	前条第一項	第三十四条
	拉致被害者等給付金	追納支援一時金

（未支給の給付）

第三十六条　拉致被害者等給付金の支給、滞在援助金の支給、老齢給付金の支給、配偶者支援金の支給又は特別給付金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給するものとする。

2　前項の規定による支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序とする。

3　第一項の規定による支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（支給期限の延長に関する要件）

第三十七条　法附則第二条に規定する十五年を限度として拉致被害者等給付金の支給を受けることができる永住被害者又は永住配偶者は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）及びこれに準ずる者として内閣総理大臣の定める基準に該当する者とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四条、第十条関係）

都道府県	支給地域	級地
茨城県	取手市	二級地
	つくば市	三級地
	水戸市　土浦市　守谷市	四級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　志木市　ふじみ野市	三級地
	狭山市　蕨市　新座市　富士見市　鶴ヶ島市	四級地
千葉県	成田市　印西市	二級地
	船橋市　我孫子市　浦安市　袖ケ浦市	三級地
	千葉市　市川市　松戸市　習志野市　八千代市　富津市　四街道市	四級地
東京都	特別区	一級地
	武蔵野市　町田市　国分寺市　国立市　福生市　狛江市　清瀬市　多摩市 稲城市　西東京市	二級地